

公取委の運用から見る下請法対策と社内体制整備

~消費税転嫁対策特別措置法との比較も交えて~

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2019年 10月 25日(金) 14:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、監査部門など関連部門のご担当者

講師 岩田合同法律事務所 パートナー弁護士 永口学 氏

平成 16 年東京大学法学部卒業、平成 19 年弁護士登録、独禁法違反事件への対応(震災復興談合に対する公取委による犯則調査等)、課飲金減免申請(リニエンシー)等につき多数の実績を有するとともに、下請法違反被疑事件や消費税転嫁対策特別措置法違反被疑事件への対応を多く手がけている。また、公取委における審判請求事件における被審人代理人を務める等、優越的地位の濫用等を理由とする公取委対応に関しても多くの経験を有する。企業の危機管理対応にも相当数の実績を有し、第三者調査委員、特別調査委員及び事務局、社内調査委員、コンプライアンス委員会事務局等を歴任、著作「下請法における自発的申出の積極的活用を通じた戦略的法務(前編・後編)」Business Law Journal 2017 年 4 月 身及び同 2017 年 5 月 号、「独占禁止法審査手続対応マニュアル見直しのポイント」Business Law Journal 2018 年 3 月 号にか、銀月とか、独議法と下請法に関するセミナー・ペコンプライアンスに関するセミナー講師の経験も豊富、

《申込方法》当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検 索

■受講料: 1名(

说込・資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(O発信の有無など)を ご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 35,200円(本体価格 32,000円) — 般 38,500円(本体価格 35,000円)

		191633-0303	(※)	公取委の運用	から見	る下	請	去対策と社内体制整備
ふりがな 会社名								
住 所	₹							
TEL					FAX			
ふりがな ご 氏名						所役	属職	
E-mail								

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。 後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2 F

・プログラム・

【講師より】

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の公正取引委員会(以下「公取委」という。)による積極的運用の傾向は近年特に顕著である。数字の上でもこの傾向は読み取れ、平成 30 年度の指導件数は過去最高の 7710 件に達し、勧告件数も 7 件と平成 29 年度と同程度の水準を維持している。しかしながら、実際には、公取委による書面調査等を受けて初めて自社内における下請法違反行為の存在を認識し、慌てて対応に乗り出すといった例がいまだに多いように思われる。そうではなく、公取委が調査に入る前に自ら違反行為の芽を摘み、是正を図る体制を普段から整えておくことこそが、企業の本来のあるべき姿ではないか。下請法は公取委の解釈や実務運用によるところも大きく、参考書等を読むだけでは全体像を把握することが難しい。そこで、本講演では、公取委による調査対応の経験や下請法・独禁法セミナー等で寄せられた現場の声を踏まえた、下請法の運用実務に沿った下請法の解説をさせていただき、まずは下請法の全体像を把握していただくことを目指す。さらに、今回は、令和元年 10 月から消費税率が引き上げられ、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法の運用強化も見込まれること、同法の構造は下請法と類似している面もあることに鑑み、同法についても、下請法の理解の助けになる範囲で参照することとし、両法の理解の促進につながるような内容としたい。そして、そこから一歩進め、受け身の法務からの脱却を目指し、「自発的申出」の活用を中心とした下請法違反行為を認識した場合の対処方法や下請法違反行為の芽を摘むために整えておくべき遵法体制構築のヒントなどもご提供し、攻めの法務を実現する方策をご提案したい。さらに、参加者の皆様とのディスカッションなども行い、多方面から下請法をとらえ直す機会を提供したい。

- 1 下請法の概要と公取委による運用状況
- 2 下請法が適用される取引(適宜消費税転嫁対策特別措置法にも言及)
 - (1)下請法が適用される要件
 - (2) 親事業者・下請事業者とは
 - (3) 製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託とは
- 3 取引の場面ごとにおける留意点(適宜消費税転嫁対策特別措置法にも言及)
 - (1) 時系列に沿った4つの義務と11の禁止行為の整理
 - (2)交渉段階
 - (3) 発注段階
 - (4)納品段階
 - (5) 支払段階
 - (6) その他
- 4 公取委による監視体制
 - (1) 公取委による調査
 - (2) 指導•勧告
- 5 一歩先の攻めの法務を目指して
 - (1) 自発的申出とは
 - (2)下請法違反行為の芽を摘むための社内体制構築のヒント
- 6 質疑応答・ディスカッション

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! -林のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。